国士舘大学審査学位論文

「博士学位請求論文の内容の要旨及び審査結果の要旨」

「古代地方官衙と官衙周辺寺院の造営・維持・管理体制に 関する考古学的研究-陸奥南部を中心として-」

藤木 海

氏 名 藤木 海

学 位 の 種 類 博士(人文科学)

報告番号 乙第40号

学位授与年月日 平成28年3月20日

学位授与の要件 学位規則第4条第2項該当

学位論文題目 「古代地方官衙と官衙周辺寺院の造営・維持・管理体制に関する

考古学的研究」

論文審查委員 (主查)教授 須田 勉

(副查) 准教授 秋山 哲雄

(副查) 文学部非常勤講師 髙橋 一夫

2016年3月6日

博士学位請求論文の内容の要旨および審査結果の要旨

主查 国士舘大学大学院人文科学研究科 須田 勉

副查 国士舘大学大学院人文科学研究科 秋山哲雄

副查 国士舘大学大学院人文科学研究科

非常勤講師 高橋一夫

I 提出論文

「古代地方官衙と官衙周辺寺院の造営・維持・管理体制に関する考古学的研究-陸 奥南部を中心として一」(400字詰め原稿用紙換算925枚)

提出者 藤木 海

(提出日 2015年9月28日 公聴会 2016年2月20日)

Ⅱ 論文内容の要旨

博士学位請求論文(以下、本論文と称す)は、以下の構成からなっている。

序説

I 研究の目的

- Ⅱ 研究の方法
- Ⅲ 論文の構成
- 第1部 陸奥国行方郡における寺院・官衙の造営と瓦
 - 序章 泉官衙遺跡の瓦
 - 第2章 寺院創建にかかる瓦生産-植物文軒先瓦の変遷
 - 第3章 8世紀における瓦生産-Ⅱ群とⅣ群をめぐって-
 - 第4章 9世紀における寺院の補修
 - 第5章 陸奥国府系瓦の採用

附章(1)~(3)

- 第2部 陸奥南部諸郡の官衙・寺院の造営・維持・管理体制
 - 第1章 白河郡衙遺跡群の瓦-白河郡衙周辺寺院の造瓦体制-
 - 第2章 清水台遺跡の瓦-安積郡衙の造瓦体制-
 - 第3章 腰浜廃寺の瓦ー信夫郡衙周辺寺院の造瓦体制ー
 - 第4章 夏井廃寺・根岸官衙遺跡の瓦-磐城郡衙と郡衙周辺寺院の造瓦体制-
 - 第5章 黒木田遺跡の瓦-宇田郡衙周辺寺院の造瓦体制-
 - 第6章 陸奥南部における法倉の特質
- 第3部 古代国家形成期の瓦生産をめぐる地域間交流
 - 第1章 瓦からみた陸奥南部の寺院造営と坂東-山王廃寺系軒先瓦の文様と技術系譜
 - 第2章 陸奥南部の「川原寺系」軒先瓦の再検討-凸線交差鋸歯文縁複弁六葉蓮華文鐙 瓦とその瓦群の展開とその背景-

終章

- I 国府との関係
- Ⅱ 郡間の関係
- Ⅲ 郡内の諸関係
- IV 郡衙周辺寺院の整備と国郡制支配

今後の課題

本論文は、陸奥国南部域における古代地方官衙と官衙周辺寺院の造営・維持・管理体制 ついて、近年の発掘調査の成果と研究を踏まえ、3部構成で論述したものである。特に、 行方郡の郡衙および付属寺院の発掘調査を約20年間にわたって実施し、その間に蓄積し た成果を、陸奥国さらに律令国家との関係を視野において分析した姿勢がみられる。

序説では、律令国家の社会構造が国郡制にもとずく領域支配と、在地首長による族制的 支配とが重層的構造をとったとする石母田正や吉田孝の説に従い、彼らの活動の舞台とな った郡衙および郡衙周辺寺院をとりあげ、考古学的方法からその特質を解明することを目 的とすることを述べている。そのため、郡司の政治的・経済的・社会的な諸関係の実態を 解明することが、本研究の課題だとする。

その方法として、諸施設の造営資材の一つである瓦を取り上げ、その生産・供給関係や文様・技術の系譜を明らかにする。また、その対象地域を陸奥国南部に定める。それは、同地域が郡衙と郡衙周辺寺院で良好な瓦の資料が出土し、郡衙と寺院での瓦生産体制の特徴や両者の関係を検討するのに好適な地域にあるとする。さらに、坂東の上野国、下野国、常陸国などを視野に入れ、陸奥国南部域を見渡した研究は、これまでに行われていないとする。第1部では、行方郡衙周辺寺院にかかる瓦生産を取り上げ、文様の変遷や製作技法を手掛かりに、編年の構築や系譜関係の検討を行い、瓦生産をめぐる諸関係を明らかにしたものである。瓦という一つの造営資材をめぐる生産関係を詳細に跡付けることによって、来るべき体系化の足掛りにすることを述べる。第1部はそのための準備作業と位置づける。第2章は、舘前地区における創建期瓦の分析から造瓦組織や生産体制に論及したものである。型式と技法による分類の結果、植物文鐙瓦I類と重弧文字瓦は、異なる2単位の瓦工集団が造瓦にあたったと推定した。

第3章は、8世紀における瓦生産、特にII群とIV群を取り上げたものである。II群の瓦は多賀城230・231-660型式を文様のモデルとしたものである。これらの瓦を製作した工人は、行方郡や標葉郡を本貫地とする工人であり、在地で瓦作りの技術を保持しつつ、国衙工房へ徴発され、上番して瓦作りに関与した結果、新来の技術を習得したことを明らかにしている。それらは、泉官衙遺跡と郡山五番遺跡で同笵関係にあることを明らかにし、京塚沢窯跡で一括して生産・供給したことも指摘している。

IV群の瓦は町池地区の館に用いられた蓮雷文鐙瓦について述べたものである。行方郡北部の真野川流域の在地氏族の氏寺とみられる寺院跡の瓦が行方郡家の館の所用瓦として生産されたことを明らかにしている。

第4章は9世紀における寺院の補修瓦について論じたものである。泉官衙遺跡・植松廃寺・腰浜廃寺などで同系文様と技法をもつ鐙瓦が展開するが、これまで、その性格や展開

の背景について、承和5年や同8年に中央政府より発令された定額寺の修理を促す命令が その背景にあったことを明らかにした。第5章は、8世紀前半の陸奥国府系瓦の採用につ いて論じている。行方郡庁の構造や玉石敷による荘厳化の背景に、郡庁が国庁クラスの格 式を与えられ、その機能の一部を代行したことを指摘し、郡家付属寺院に国府付属寺院の 瓦が採用されることもその機能の一部が付与されたことにほかならないとした。

附章①~③では、行方郡内に所在する植松廃寺、横手廃寺を取り上げ、瓦の構成を検討している。その上で、③では、行方郡における地域社会構造を律令国家以前の古墳や官衙・寺院、生産遺跡の分布から検討し、郡内に複数の在地氏族が中小河川の流域ごとに分立している状況を把握している。そのうえで、行方郡家付属寺院の造営・維持・管理にあたり、在地に存在した系譜や社会関係の異なる複数の氏族がこれを分掌し、氏族を単位とした造営負担が行われたことを示すとする説を打ち出したものである。

第2部は、陸奥南部諸郡における官衙・寺院の造営・維持・管理体制について瓦生産を全面的に再検し、生産体制の具体的復元を行ったものである。第1章は白河郡家と郡家周辺寺院の造瓦体制について扱った内容である。白河郡では、関和久上町遺跡の官衙造営を端緒として文様・技術が導入され、以後、郡衙周辺寺院である借宿廃寺の造営、関和久明地区の正倉の瓦葺化が順次行われるのにともない、文様・技法も継承されたと指摘する。

第2章では、清水台遺跡の瓦一安積郡衙の造瓦体制一について論じたものである。創建期の軒先瓦は、複弁六葉蓮華文鐙瓦と重弧文字瓦の組合わせであるが、出土量は少なく素弁蓮華文鐙瓦と植物文字瓦が主体となることを指摘する。供給瓦窯は清水台遺跡に接近した麓山窯と開成山窯がある。その後、愛宕台・愛宕台西・花輪・針生・原田の各窯が同一丘陵上で一大窯跡群を形成したことを明らかにする。第3章は、信夫郡衙周辺寺院である腰浜廃寺の瓦をあつかったものである。創建期の瓦は、当初、接合式の素弁蓮華文、縦置き型一本作り、嵌め込み式一本作りによる鐙瓦が製作され創建期の瓦を構成したことを明らかにする。その後、後続するII群の瓦である多賀城系の文様・技法が採用されることで、I期の伝統は消滅することを指摘する。

第4章の夏井廃寺と根岸官衙遺跡の造瓦体制については、生産地である梅ノ作瓦窯を取り上げる。同窯は、寺院と官衙の両者に瓦を供給しており、窯場における技術交流が行われていたことを指摘する。しかし、同じ窯で同時期に両者へ向けた瓦生産が行われる場合でも、寺院と正倉といった供給先の違いによって異なる工人を編成し、異なる瓦のセットが生産・供給されていたことから、造瓦組織は異なっていたことを明らかにしている。

第6章は陸奥南部における法倉の特質について述べた内容である。「正税帳」によると、各郡に1~3棟ほど「法倉」とよばれる倉が存在し、各郡における最大の倉が法倉とされ、特別な性格を有していたと考えられている。特に、律令国家の威信を示し地方支配を支えるための象徴的な性格の倉であることが指摘され、とりわけ、坂東における正倉の瓦葺の意味については、蝦夷との関わりが説かれている。本論文では、菊田・磐城・行方郡にみられ、総瓦葺が多く、造営は8世紀初頭を中心とする時期に集中し、坂東諸国の例と比べ一段古いことを明らかにしている。さらに、各郡の法倉は、規模や間尺、基礎構造、瓦の生産体制などの仔細な点は郡ごとに異なり、その差異性は、実際の造営・施行が郡ごとに行われたと指摘する。

第3部は、古代国家形成期の瓦生産をめぐる地域間交流について論じたものである。第1章では瓦からみた陸奥南部の寺院造営と坂東との関係として山王廃寺の複弁七・八葉鐙瓦を祖型とする山王廃寺系瓦と、これと組み合う瓦群の検討から、陸奥と坂東との寺院造営・瓦生産をめぐる地域間交流の実態を検討している。夏井廃寺における山王廃寺系の複弁八葉鐙瓦 d 第1類は、文様に山王廃寺との明瞭な模倣関係が存在するのに対し、製作技法や組み合う宇瓦の文様・技法は一致しない。一方、黒木田遺跡における山王廃寺系の複弁七葉鐙瓦 F 類では、山王廃寺の前段階の技術を継承した技術者を含む工人集団が黒木田に移動し、これらの瓦を製作した可能性が高いことを指摘する。それに比して F 類の文様は簡略化されたもので、山王廃寺の工人が直接瓦笵製作に関与した形跡はみられないと主張する。さらに、山王廃寺が陸奥国に影響を与えた形式は、いずれも相対的に古く、小数である点から、山王廃寺の造営に継続的に活動したわけではなかったと指摘する。

第2章は、陸奥南部に展開する川原寺系軒先瓦について、特に製作技法の細部の特徴について再検討を行った。その結果、関和久上町遺跡に代表される第1aグループの瓦群は、川原寺創建期の初現的な瓦の製作技法が認められることを指摘する。さらに、このことから、関東に川原寺式鐙瓦が入る以前に、陸奥南部にもたらされた可能性が高いという。その年代は、川原寺の造営が終了してからそう遅れない7世紀第4四半期と推定した。

終章 I として国府との関係について論じている。初期陸奥国府である仙台市郡山遺跡に 付属する郡山廃寺の文様と共通する単弁八葉蓮華文鐙瓦の活用を、行方郡衙周辺寺院が同 府付属寺院の機能の一端を担うことを背景として、国府と同系の文様瓦をもつ瓦が用いら れ試論を提示している。

また、行方郡衙Ⅱ群の瓦を製作した瓦工が、多賀域での瓦生産に携わった結果、その文

様と技法が行方郡に導入されたと主張する。白河郡の郡名寺院である借宿廃寺の多賀城系 瓦は、在地の瓦工が多賀城の影響を受けて製作したものと指摘する。行方郡同様、帰郷型 の瓦生産を想定する。

そうした陸奥国南部における国府系瓦の在り方は、大崎地方に展開した、丹取郡の名生館官衙・伏見廃寺、加美郡の城生柵跡・東山官衙・菜切谷廃寺などで、多賀城の創建以降に大崎平野で採用された国府系の瓦窯から直接供給を受けたことと大きな違いであることを指摘する。

Ⅱの郡間との関係についても論じている。行方・標葉郡の郡衙周辺寺院に関する瓦生産は、創建期においては別々に行われ、それに関わる瓦工も個別に編成されていたが、Ⅱ群の瓦生産にあたっては改組・再編され、汎用的な瓦生産・供給体制が成立したことを指摘する。陸奥南部では、そうした需給関係の成立した例は他にみられず、地縁的関係の強さが反映したことを明らかにする。Ⅲの郡内の諸関係では、行方郡の成立を論じている。当評は、前代の浮田国造と染羽国造系譜の氏族が存在することを想定している。そして行方郡衙・郡衙周辺寺院の瓦において、宇多郡と標葉郡の郡衙周辺寺院との系譜関係が別個に存在することから、行方郡衙および郡衙周辺寺院の瓦生産において、郡内に存在した複数の系譜の異なる氏族が、行方郡の枠組のなかに編成され、郡衙の造営維持・管理をめぐり、個々に機能したことを明らかにしている。

Ⅲ 審査結果の要旨

本論文は、律令国家による地方支配の構造を、陸奥国南部を中心に、考古学の立場から 究明しようとしたものである。その構造については、国郡制による領域支配と、在地氏族 による族制的支配とが重層的構造をとることが文献史学から明らかにされている(吉田孝 『律令国家と古代の社会』岩波書店 1983年)。それは、律令制に組み込まれた官僚制的な 側面と、在地首長としての氏族的な側面をもち、在地社会において、その社会構造を体現 する存在が郡司であり、彼らが執り行う支配の二つの側面を明らかにすることが、日本の 古代国家における地方支配の解明に直接つながるものと理解する。

しかし、理論的には、そのようにとらえられる古代国家論について、物質的資料を主な材料とする考古学からは、どのような形で貢献できるのか、その材料の一つとして考えられるのが郡司の活動の場となった郡衙である。郡衙は律令国家による地方支配の拠点として、それを行うための舞台装置として機能した。また多くの場合、郡衙に隣接して建立された郡衙周辺寺院(山中敏史『古代地方官衙遺跡の研究』塙書房 1994 年)も郡衙と密接に関わり、古墳に代わるモニュメントとして在地氏族の祖先崇拝や族制的支配、さらに統合の精神的支柱となった。その一方で、天皇を頂点とする律令国家体制を仏教思想によって擁護する機能を担っていたと指摘する。この在地社会における郡衙や周辺寺院の造営をめぐって取り結ばれた社会関係の復元こそが、律令国家の特質の解明に糸口を与えるものと指摘する。

本論文は、このような問題意識から、著者自身が約20年にわたって実施してきた陸奥国行方郡衙、および郡衙周辺寺院を含む泉官衙遺跡の調査を基盤とし、さらに陸奥国南部、陸奥国府および坂東におよぶ地域における基礎的考察を進めてきた。その結果、律令国家が設置した郡衙とそれに近接する寺院とが、その運営・維持・管理にかかる資材をどのように調達し、官衙のもつ機能を永続的なものにしたのかという点について、生産関係を中心に考察することで、在地社会の特質とその変遷過程を解明できる見通しを得たという。

第1部は、行方郡における寺院・官衙の造営と瓦を題材に論じたものである。古墳時代後期から終末期の陸奥南部は、太平洋岸と阿武隈川下流域までの地域に10国造が設置され、大和政権の支配下に組み込まれた地域であった。7世紀中頃になると、各国造の勢力圏は律令制の行政区画である評に移行し、国造は評督に任命される。

しかし『国造本紀』には、のちの宇多評と標葉評の間に位置する国造名は記されていな

い。行方評は、北の浮田国造と南の染羽国造のクニの一部を割いて新たに設置された評と推測している。その理由は、行方評が成立する前後の7世紀後半の時期に、蝦夷政策に関わる鉄生産の初現が認められ、行方評衙のI期官衙の成立もその時期にさかのぼる可能性が強いという。評衙の創設と大規模な金沢地区製鉄遺跡群が至近に位置する点からも、立評と鉄生産とが密接に関わって設置されたと主張する。とりわけ、8世紀後半から9世紀初頭にかけての時期に鉄生産が盛行したという実態が確認されており、その背景には、780年(宝亀11)に伊治君呰麻呂の乱を契機として始まった蝦夷との三八年戦争があったと指摘する。

行方評の立評は、律令国家の東北経営の中心である蝦夷政策に対する武器・武具の調達を担うことを、成立の当初からの役割としていたとする指摘は、その後の行方郡衙の構造や付属寺院が特別な性格をもつこととも関連し、行方郡を理解するうえで高く評価をすべきであろう。

行方郡衙付属寺院の創建期鐙瓦に花葉文とよばれる特殊な文様をもつ瓦がある。独立した3つの花文と、茎から派生し左右対称に開く葉文を交互に配した瓦当文様であるが、系譜については不明とせざるをえない。この種の鐙瓦は出土量が最も多いが、笵種は1種類のみであることを明らかにしている。これらの鐙瓦には、瓦当部を1.5~2.5cmと比較的薄手につくるものと、3.5~5.5cmと厚く作るグループの2者がある。さらに瓦笵の彫り直しや追刻などの改笵があり、その過程から、瓦の製作に3段階があったと分析している。この3つの製作段階と、厚・薄の特徴のちがいは時間差ではなく、瓦を製作した工人の技法のちがいを反映した可能性が高いことを指摘している。

この創建期にみられる瓦笵の彫り直しや追刻、瓦の製作工人の違いについては、寺の造営に関与した行方郡内の複数の在地氏族の違いを標示したものと指摘する。さらに文献史学の立場から大町健氏が、「郡司制は基盤の異なる複数の在地首長を編成した」としていること(大町健『日本古代の国家と在地首長制』校倉書房1986年)や、須原祥二氏が、一郡内には複数の有力氏族が存在し、彼らが郡領層のようなものを形成していると指摘していること(須原祥二『8世紀の郡司制度と在地ーその運用実態をめぐってー『史学雑誌』第105編第7号1996年』)などと一致するという重要な見解を述べている。それは、郡内に存在した氏族の系譜や社会関係の異なる複数の氏族がこれを分掌し、氏族を単位とした造営負担が行われたことを示すものと解することが可能であると指摘する。全国の郡衙周辺寺院にあてはめて検証すべき重要な課題と方法を提起したと言えよう。

また、郡衙付属寺院からわずか 1 点出土した国府付属寺院である郡山廃寺系の八葉重弁 蓮華文鐙瓦に着目している。郡山廃寺からの出土鐙瓦は $A\sim D$ の 4 種があり、詳細な分析 から $B\cdot D$ 種に近い 8 世紀第 1 四半期に位置づけられると結論する。この種の瓦は、いず れも小片で数も少ないことから、同笵と判断するにはいたらないが、この段階で郡山廃寺 と強い結びつきをもつことによってもたらされたと指摘する。

そのことは、II a 期の行方郡衙が正方位で建て替えられ、郡庁内が玉石敷に改められる郡衙の構造にもあらわれると分析している。さらに、陸奥国府である郡山遺跡II 期官衙が、8世紀初頭の時期に正方位で建て替えられ、正殿の四周が玉石敷で舗装される事実と共通することにも着目する。そこには、単に国庁構造の模倣にとどまらず、郡庁機能の変化と国府系造営技術者の関与があったことを想定すべきと主張する。そうした行方郡衙や付属寺院の格式が高められた背景に、陸奥国府が経営する大規模な金沢地区製鉄遺跡群での鉄生産に関わる業務の多くを、行方郡が代行の役割を果たした結果と評価している。陸奥北部の蝦夷政策の後方支援地である陸奥国南部の状況を知るうえで、欠くことのできない重要な視点を具体的に示した点で高く評価したい。

郡衙付属寺院の性格を考えるうえで取り上げなければならないことに、定額寺の問題がある。同寺から出土する9世紀前半期の有蕊弁蓮華文鐙瓦がある。この種の瓦については、植松廃寺や腰浜廃寺からも出土するが、これまでその性格や背景について論じられることはなかった。この鐙瓦が「腰浜 C 技法」とよばれ、腰浜廃寺や黒木田遺跡など、郡を代表する寺院に限って保持されてきた伝統的技法であることに着目し、氏族間の在地的協力関係に基づく修理事業に位置づける。この時期、在地を代表する寺院が相次ぎ補修工事を行っている事実を、承和5年(838)と同8年に令達された定額寺の修理をうながす命令がその背後にあったと分析する。そのことは、国分寺造営以前の8世紀前半の時期に国府系の瓦が導入され、在地寺院が官寺的機能を担うということとも関連し、考古学的手法による定額寺の比定に関する先駆的業績として高く評価したい。

第2部は、陸奥国南部における郡衙および郡衙周辺寺院の瓦生産を全面的に再検討し、 その生産体制の具体的な復元を行ったものである。郡境を超えた供給関係が確認できる事 例に、行方郡衙周辺寺院と、標葉郡の郡衙周辺寺院である郡山五番遺跡に向けて供給した 京塚沢窯跡がある。そこで生産された瓦群の中で、II 群の瓦には、郡山五番遺跡と泉官衙 所用瓦の当初からの文様や技法が継承されていた。このことから、創建当初には、行方・ 標葉の郡衙周辺寺院に関係した瓦生産が別々に行われ、それに関連した瓦工も個別に編成されていたが、II 群の瓦生産にあたっては、その組織が改組・再編され、汎用的な生産・供給を行う体制が成立したことを明らかにする。一つの瓦屋から複数郡にまたがる消費地に向けた受注生産を行う体制が成立していたことを指摘した点で重要であるが、瓦以外の生産分野にまで拡大して検討したならば、流通に関しさらに大きな課題の解明に寄与することになろう。同じ郡内の付属寺院と官衙の関係については、各施設での瓦生産の様相が解明されている白河郡(関和久官衙・借宿廃寺)、石城郡(根岸官衙・夏井廃寺)、行方郡(泉官衙・付属寺院)を検討材料としている。 3 郡では、石城郡の事例のように、寺院の造営・維持・管理に関連し、在地で瓦の製作技法が保持され、それが官衙正倉の造営においても技術的基盤を与えた場合、逆に白河郡のように関和久上町遺跡の官衙の造営・維持・管理に関わり瓦生産が導入され、それが付属寺院である借宿廃寺の造営に関わる瓦生産に引き継がれる場合、そして、行方郡のように、寺院と正倉の瓦が全く技術的系譜を異にして、個々に生産された場合などがあり、三者三様のあり方を示すと指摘する。律令国家の令達によって造営された郡衙関連施設の内容は、造営の方法やその過程を問われることなく、結果が重視されたことを明らかにした点で高く評価できよう。

その一方で、郡内の諸施設の造営・維持・管理に関わる瓦生産が、同郡内に隣接して存在する施設であっても、独立性が強く、個々の施設ごとに造営が行われた場合があることを重視する。同じ技術基盤を有し、同じ郡領氏族の関与を背景として官衙・寺院の瓦生産が行われた場合でも、造瓦組織上は、両者が明確に区分されていた事例があることを指摘する。その点は、とりわけ郡衙周辺寺院の性格を考えるうえで重要な事案を提示したと言えよう。ただし、相対的に新しい補修期の瓦が多く存在する場合は、この区分は明瞭ではなく、定額寺のような性格が付与されていたことも考慮する必要があろう。

第6章として、陸奥国南部における法倉の特質をあげている。「正税帳」によると、各郡に1~3棟ほどの「法倉」と呼ばれる倉が存在し、その中で最大級の規模の倉がこれにあたるとされ、特別な性格を有していたと考えられている(山中敏史前掲書)。大橋泰夫氏は、東国の郡衙でみられる瓦葺の超大型の倉が法倉であり、丹塗りされ、官道に面して立つ例や、1棟だけが溝で画される例があることから、律令国家の威信を示し地方支配を支えるための象徴的性格をもつ倉であるとする。とりわけ、坂東における瓦葺正倉については、坂東北部の国々に集中して存在することから、郡内統治よりも蝦夷政策との関わりを指摘している(大橋泰夫『古代東国社会と地域間交流Ⅱ』六一書房 2012 年)。

本論文では、陸奥国南部で確認されている8郡の郡衙正倉の分析を行い、平面形式では5間×4間規模が多いことや、総瓦葺建物であることなどを明らかにしている。また、法倉の規模や間尺、建物の基礎構造、瓦の生産体制など仔細な点は郡ごとに異なり、その相違は、実際の造営施行が郡ごとに個別に行われたことを解明するなど、大橋氏の理解を一歩前進させた成果と評価したい。ただ、その造営時期を、坂東諸国より一段古い8世紀初頭に位置づけている。法倉の瓦葺化が政策として実施されたと考えるのであれば、その年代観は再検討すべきであろう。

第3部は、古代国家形成期において、陸奥南部に展開した大和川原寺系と上野山王廃寺系の瓦当文様をもつ瓦の展開を取りあげ、国堺を越えて分布する瓦の性格について論じたものである。

川原寺系の複弁六葉蓮華文の共通した文様意匠には、共通した笵型が存在した可能性が高く、白河・石城・石背・安積・伊具郡などの付属寺院出土瓦の精緻な分析に基づき、各郡で瓦笵が製作されたと分析する。このような方法がとられた背景には、各郡でほぼ同時期に評衙の整備や寺院の造営を行う必要があったためで、郡を超えた上位の機関がこの素型の笵型を保持し、必要に応じて各郡にモデルとして貸与した結果生じたことであると指摘する。この文様意匠が、陸奥国南部の要衝にあたる地域に展開することは、国内統治において重要となる地域における郡衙や寺院の整備に際し、陸奥国が積極的に関与した結果であり、素型の笵型を保持した主体は陸奥国であったと結論する。このように、国の機関が準備した笵型に基づき、瓦笵は各郡で製作されたので、郡内の複数の施設で瓦笵が共有されるが、郡を超えた同笵関係はなく、瓦笵の管理は郡レベルで行われたことを明らかにする。このことは、国一郡(評)一里(五十戸)という重層的な地方組織が構築され、国郡制の枠組みの完成を前提として、評衙や寺院の造営が進められたことを指摘する。

一方、上野山王廃寺系瓦群の陸奥国南部における展開については、山王廃寺の瓦群を製作した瓦工集団のうち、作笵の技術を保持した瓦工が石城郡夏井廃寺に、顎部に凸帯を引き出す重弧文の製作技法を保持した瓦工は宇多郡黒木田遺跡に、ほぼ同時期に瓦当文様と製作技法を伝えたことを検証する。この石城・宇多2郡の事例も、川原寺系鐙瓦を採用した郡とほぼ同時期に、本格的な寺院の造営に着手したと説く。この2郡が、陸奥南部沿岸の評のなかで、港湾を備えた南端と北端の要衝の地にあたる郡であることとも関連し、この場合も陸奥国の差配により、上野国からの工人の派遣があったことを指摘する。

さらに、常陸国との国堺に位置する大津廃寺に、夏井廃寺 d 第2類と同文の山王廃寺系の複弁蓮華文鐙瓦がみられることにも注目する。また養老年間に柴田郡から分置された苅田郡に所在する兀山遺跡や大畑遺跡にも、黒木田遺跡に伝わった上野山王廃寺系の技術が波及している点も、7世紀末から8世紀初頭期まで続く律令国家の領域区分の形成と関わる可能性が強いと指摘する。

陸奥国南部における山王廃寺と川原寺系瓦群の展開における特質は、国・郡(評)の領域区分と在地社会における領域支配の形成とが密接に関わる点にあることを明らかにしたことはきわめて重要である。それは、天武期における国境策定事業やほぼ同時期に行われた「諸国家毎仏舎」などの仏教政策とも密接に関わる問題でもある。

最後に今後の研究課題をあげている。本論文では、律令国家が設置した行政府である郡衙と、これに近接して営まれた公的性格が強いとされる郡衙周辺寺院の造営・維持・管理にかかる瓦生産体制の検討から、在地における多様な関係が生産関係に反映されていることを明らかにすることができたと述べる。しかし、国家と在地首長の生産関係が重層的に存在し、これらの関係によって国家機構が構築された律令国家においては、これら階層間の関係を明らかにすることが、残された最大の課題であるとする。また、本論文では、陸奥南部での基礎的研究が多くの比重を占め、多賀城を中心とした宮城県域や坂東との関わりについて十分考察することができなかったことを課題としてあげ、本論文をとじている。

以上、本論文は、国造設置地域の北端にあたる陸奥南部の在地氏族の主な活動舞台となった郡(評)衙および付属寺院を取りあげ、その造営・維持・管理体制の問題を通し、その背後に存在した郡司の政治的・経済的・社会的実態を解明しようとしたものである。律令制下における坂東や陸奥北部も視野に入れ、蝦夷世界に接した在地社会の特質を究明した実証的かつ画期的研究であり、高い研究成果を示したものとして学界に大きく貢献するものと確信する。以上の審査結果により、論文博士として合格とする。